

#### 【4】 諍論諍事の滅諍法とその実際――調停

[0] 以下には実際に、紛争がどのように調停され、裁判がどのように行われるべきとされているかを調査し、考察したい。以下は煩を避けるために『パーリ律』を中心として叙述し、他の漢訳律は相違のある部分のみを本文あるいは注記に記す。

まずは何が法であり、何が非法であるかなどをめぐる争論である「諍論諍事」の解決法の実地である。これに調停という言葉を使ったのは、相対立する主義・主張を裁判的にどちらが法であり、どちらが非法であるかと裁定するのではなく、破僧に至らないようにさまざまな努力をして、双方に和解させることを目的としていると考えられるからである。

[1] 『パーリ律』によれば、諍論諍事は「現前ヴィナヤ」か、あるいは「現前ヴィナヤ+多人語ヴィナヤ」の2つの調停方法によって解決されるべきであるとされている。

まず「現前ヴィナヤ」である。しかしこれは事実関係の審理や説得・調停あるいは公判などに相当する基礎的な作業であるから、諍論諍事の調停法のみならず、4つのすべての諍事に用いられる。そして諍論諍事はこれのみによって解決する場合があるのであるが、他の諍事はこれのみでは解決しない。「告発諍事」の場合は告発された罪に対して、「現前ヴィナヤ」に相当する事実審理や裁判などを行って、最終的には無罪ないしは有罪の判決を言い渡すという最終的な処置が必要であり、「犯罪諍事」の場合は事実審理を行った後に、何らかの処罰を行ったり、示談とか和解といった処置をとる必要があるからであり、「羯磨諍事」は調停作業を行ってのち、再び羯磨をやり直すといった処置が必要となり、これらさまざまな処置が「現前ヴィナヤ」以外の6つの滅諍法になるわけである。

そこで以下に考察する「現前ヴィナヤ」は、特に諍論諍事の調停法としてのそれを想定したものである。

[1-1] この諍論諍事の「現前ヴィナヤ」の「現前」とは、『パーリ律』によれば「サンガ現前 (saṅgha-sammukhatā)」「法現前 (dhamma-sammukhatā)」「律現前 (vinaya-sammukhatā)」「人現前 (puggala-sammukhatā)」の4つであるとし<sup>(1)</sup>、『四分律』は法・毘尼・人・僧・界の現前であるとし<sup>(2)</sup>、『五分律』は僧現前・人現前・毘尼現前の3種であるとし<sup>(3)</sup>、『十誦律』も僧現前・人現前・比尼現前であるとする<sup>(4)</sup>。

『パーリ律』によれば、「サンガ現前」というのは、界に住するすべての比丘がすべて集まって、羯磨を行うに必要な人数がそろい、委任を与えるべきものはすでに与え、集合した者たちが羯磨を行うのに異議がないことである、という。これが俗にいわれる「現前サンガ」であって<sup>(5)</sup>、他の律も説き方に違いはあるが、内容に相違はない。

また「法現前」「律現前」というのは、法をもって、律をもって、師の教えをもって諍事を滅することをいい、非法説の人が如法説の人をして、「これは法である、これは律である、これは師の教えである」と説得して諍事が滅するのは、「非法なる似て非なる現前ヴィナヤによって (adhammena sammukhāvinayapaṭirūpakena)」滅するのであって、如法説の人が非法説の人をして、「これは法である、これは律である、これは師の教えである」と説得して諍事を滅するのが正当な現前ヴィナヤ滅であるとされている<sup>(6)</sup>。相争う双方ともに、自分たちの方が正しいと信じているがゆえにこそ争いになっているはずであるにも拘わらず、

ここでは調停が成立する前にすでに如法説者と非法説者が自明のごとくに扱われているわけである<sup>(7)</sup>。このことについては、すでに『初期仏教教団の運営理念と実際』において論じたところであるが、改めて【論文21】において触れる。

また「人現前」というのはあい争う双方が共に出席していることである<sup>(8)</sup>。

なお『四分律』においては「界現前」が加えられ、これは「云何界現前。在界内羯磨作制限者是」と解説されている<sup>(9)</sup>。おそらく羯磨をなすに当たって、サンガ成立の前提となる界 (sīmā) をきちんと定める (結界する) ことをいうのであろう。

なおここには現前ヴィナヤの要件として「サンガ現前」が上げられているが、これは諍論諍事を検討したところで述べた如く、諍論諍事にはサンガが介入しないような個人的な言い争いは含まれないから、諍論諍事の「現前ヴィナヤ」にはすべからく「サンガ現前」もなければならぬということになるのである。しかしその他の諍事の場合には、調停を担当する者がサンガではなく、1人の比丘であったり、2、3人の衆であったりする場合があるので、この場合には「サンガ現前」が現前ヴィナヤの成立要件にはならない。したがってこのような場合の「現前ヴィナヤ」の成立要件は、「法現前」「律現前」「人現前」の3つになるわけである。その証拠に『十誦律』はサンガにおいて調停をするよりも前に「鬪頼吒比丘」による調停がなされるという手順になっているが、ここで解決したときの「現前ヴィナヤ」は「人現前」「比尼現前」とされている<sup>(10)</sup>。なおこの「鬪頼吒比丘」を含めて、『十誦律』の特殊な調停方法については次項以降に触れる。

(1) *Vinaya* vol. II p.093

(2) 大正 22 p.917 上

(3) 大正 22 p.154 中

(4) 大正 23 p.252 下

(5) 『パーリ律』には現前サンガなる熟語が存在しないことは「『現前サンガ』と『四方サンガ』」という論文において指摘した。

(6) *Vinaya* vol. II p.073

(7) 自分が非を説いているということを自覚しながら、確信犯的に論争する場合もあるであろうが、こういうものを予想しない限りは、それぞれが正しいと信じているとしなければならない。

(8) vol. II p.094

(9) 大正 22 p.917 上

(10) 大正 23 p.252 中。また波羅提木叉の注釈書である *Kaṅkhā-vitarāṇī* p.273 によれば、断事人によって鎮められた場合には、そこには「サンガ現前」はないとされている。ただしこれも現前毘尼によって鎮まったのである。「佐々木第1論文」『仏教学研究』第35号 p.180

[1-2] ところでこの「現前ヴィナヤ」とは何かといえ、諍論諍事の場合はサンガがあい争う当事者双方を呼び出して、論争の事実関係を審理することであって、この過程において如法説者は非法説者を説得することも課せられているから、これには調停作業も含まれていることができる。例えば家庭裁判所などは家庭に関する事件の審判と調停をするところとされるから、それに類似するということができるであろう。そして諍論諍事については、この後の紛争処理方法である断事人を立てたり、俗にいわれるサンガの中の「多数決」に相当する多人語ヴィナヤに持ち込んだりする前に双方が納得して、この争いが解決される

場合があるので、これを「現前ヴィナヤ滅」というのである<sup>(1)</sup>。ただしすでに述べたように、告発争事や犯罪争事あるいは羯磨争事の場合は、たとえ調停が成立したとしても、この後になさなければならない処置が残されるから、これでは終わらない。

- (1) 佐藤密雄博士は以上について、次のような見解を述べられている。「司会者の下で争人の双方の主張、法と律とに照合して僧伽の比丘達に依って審判され判断を下されるのである。そして、判断が出た時に争う双方のものがその判断を承認すれば、その判断を内容とする白が作られて、白四の僧伽羯磨となって、決定すなわち断事を見るのである。(巴利律では、この羯磨を白二とも、白四ともしていないが、憶念毘尼や不癡毘尼が白四であるから、当然現前毘尼の場合も、白四羯磨であるとしてよい。) 然し、この現前毘尼の判断は、裁判の判決でも決定でもないのであって、全く現代の調停裁判法方式である」(p.347)と。しかし現前ヴィナヤが羯磨であるとするのは賛成できない。【3】の[1-3]に書いたように、また博士ご自身も「この現前毘尼の判断は、裁判の判決でも決定でもない」とされるように、「現前ヴィナヤ」は審理の過程において調停が成立するのであるから、羯磨によってサンガの決定をなすというものではないからであり、「現前ヴィナヤ」を羯磨とする律蔵は一つもないことがこれを証明する。これも博士ご自身が「巴利律では、この羯磨を白二とも、白四ともしていない」とされているとおりである。

[1-3] ところで『十誦律』はすこぶる特異である。これによればサンガにおいて審理し、調停作業に入る前に、闍頼吒比丘なる者がこれを行い、もし成功しなかったら、サンガに捨付するという手順になっているのである<sup>(1)</sup>。この闍頼吒比丘なる者によって調停された場合も、「現前ヴィナヤ滅」であるが、先述したように現前は人現前・比尼現前である<sup>(2)</sup>。

『十誦律』の国訳者はこの闍頼吒比丘を次のように解説している。「『薩婆多論』9(大正23 p.563下; 筆者挿入)には闍頼吒利とし闍頼は地、吒利は住なり、智勝れ正法に於いて自在にして不動なること人の地に住して傾覆なきが如きなりと云ふ、又翻梵語2には陀騰毘耶他処にして訳して見と言ふとする、思ふに争事を断ずる裁判官の如きものか」<sup>(3)</sup>としている。また『薩婆多毘尼摩得勒迦』<sup>(4)</sup>にも争を挙そうとする者は「まず乞聴して闍頼吒を求めよ」としており、選任する手続きについては触れられていないから、佐藤密雄博士もいわれるように<sup>(5)</sup>、サンガの役職として常置されていたのかも知れない。

ただし『十誦律』の「七滅争法」を説くところでは、「コーサンビーの比丘らが論争した。世尊は闍頼吒比丘が断事主となることを許された。闍頼吒比丘は挙事者・有事者と同一道に行くべからず」<sup>(6)</sup>とするから、これは論争するサンガの比丘ではなさそうである。次項で紹介する『僧祇律』は、コーサンビーの紛争の調停を、釈尊は舍衛城にいる優波離に命じられたとするから、これは各地に散在する「仏弟子たちのサンガ」のそれぞれにいたのではなく、釈尊の直弟子であって、筆者のいう中央政府組織である「釈尊のサンガ」の中のしかるべき人物をいうのかも知れない。別の論文<sup>(7)</sup>で論じたように、阿難はこの「釈尊のサンガ」の秘書室長的な役割をはたしていたわけであるが、これに比すれば優波離は裁判所長官のような役割をはたしていたのかもしれない。なおこの場合も「現前ヴィナヤ滅」であるが、この場合の現前は人現前と比尼現前とされている。

そして『十誦律』は、この闍頼吒比丘が滅することができなければ、次の段階としてサンガに捨付して、ここでその住処の比丘が事実関係を審理し、調停することになっている。これが他の律のいう「現前ヴィナヤ」に相当する。もちろんこの場合の現前は、『十誦律』においても「僧現前・人現前・比尼現前である」<sup>(8)</sup>とされている。

そしてもしこの住処の比丘たちが「現前ヴィナヤ」による調停に失敗すれば、2人の烏廻鳩羅を白二羯磨によって立てて、この2人の烏廻鳩羅が調停することになる<sup>(9)</sup>。烏廻鳩羅とは‘ubbāhika’の音写語であって、他の漢訳では「断事人」と意識される。

そしてこの2人の烏廻鳩羅が調停に失敗すれば、更に(別の)2烏廻鳩羅を立てる<sup>(10)</sup>。しかしこの新たな烏廻鳩羅たちも調停できなければ、先の2烏廻鳩羅に差し戻し<sup>(11)</sup>、この烏廻鳩羅たちがまたまた調停に失敗すれば、改めてサンガに捨付する<sup>(12)</sup>。そして再びサンガが「現前ヴィナヤ」を試みるわけであるが、サンガがこれにも失敗すれば、次項で説明する近住処のサンガのところに赴くことになるのである<sup>(13)</sup>。

他の律蔵では、その住処のサンガにおいて「現前ヴィナヤ」で解決できない場合は、直ちに次の措置として、近くの住処に行って紛争を解決するということになっているから、『十誦律』ではその前に、諍事を起こしたその住処のサンガにおいて、さまざまな調停の努力がなされなければならないとされているわけである。

- (1) 大正 23 p.252 下
- (2) 大正 23 p.252 中
- (3) 国訳律部 5 p.463 の註 19
- (4) 大正 23 p.579 中
- (5) 「僧伽中にある断事の専門家」『原始仏教教団の研究』p.358 「僧伽の常設的断事人」p.362 「僧伽の中にあつて断事専門の役をなすもの」p.364
- (6) 大正 23 p.144 上
- (7) 「阿難伝試稿」
- (8) 大正 23 pp.144 中、252 下
- (9) 大正 23 pp.252 下、144 下
- (10) 大正 23 pp.253 上、145 上
- (11) 大正 23 pp.253 上、145 上
- (12) 大正 23 pp.253 上、145 上
- (13) 大正 23 pp.253 中、145 中。後者では「安居中ならば7日間、それで解決しなければ破安居して去るべきである」とされている。

[1-4] なお『僧祇律』も少しく変わっていて、ここではコーサンビーの破僧事件が因縁とされているが、そこで1比丘がこの争いを滅することができないと、舎衛城の世尊のところに行って調停を頼んだので、先に述べたように世尊は優波離に「コーサンビーに行ってこの争いを現前毘尼で滅せよ」と命じられた、とされている<sup>(1)</sup>。

- (1) 大正 22 p.327 中

[1-5] なおいったん収束した紛争を再び蒸し返すのは波逸提の罪であることは、他のすべての滅諍法による場合も同様であり<sup>(1)</sup>、波羅提木叉にも『パーリ律』では波逸提 063 に

いずれの比丘といえども、知って如法に裁決された諍事を再び羯磨に付さんと騒げば波逸提である<sup>(2)</sup>。

と定められている。

『パーリ律』波逸提 079 の

いずれの比丘といえども、如法の羯磨に承諾を与え、与欲の後に至って不平を唱えれば波逸提である<sup>(3)</sup>。

もこれに関係すると考えてよいであろう。

- (1) 『パーリ律』 *Vinaya* vol. II p.094、『四分律』大正 22 pp.917 上、中、『五分律』大正 22 p.154 中、『十誦律』大正 23 p.255 上、『僧祇律』大正 22 p.328 下
- (2) *Vinaya* vol. IV p.126、『四分律』066 (大正 22 p.680 下)、『五分律』005 (大正 22 p.039 上)、『十誦律』004 (大正 22 p.069 下)、『僧祇律』004 (大正 22 p.327 上)
- (3) *Vinaya* vol. IV p.151、『四分律』076 (大正 22 p.687 中)、『五分律』079 (大正 22 p.068 中)、『十誦律』053 (大正 23 p.105 上)、『僧祇律』043 (大正 22 p.366 上)

[2] 諍論諍事は以上のように事実審理をする「現前ヴィナヤ」の段階で調停作業も行われて、この段階で解決する場合もあるのであるが、しかしこれでは調停が成立しない場合は次の段階へ進む。それが「多人語ヴィナヤ」であるが、実はその前にも、さまざまな調停の努力がなされる。他の住処の比丘に調停を依頼したり、断事人に委ねたりするのであるが、これらも「現前ヴィナヤ滅」と呼ばれる。本項ではその前者について述べる。

[2-1] 諍論が起こっているその住処において (*tasmim āvāse*) 比丘たち自身がこれを調停できない場合は、次に多くの比丘らがいる住処に行って (*yasmim āvāse bahutarā bhikkhū*)、その住処の比丘らにこの諍事の生じた顛末を報告して、「これを委任する (*niyyādessāma*) から、法と律と師の教えに基づいて調停して欲しい」と調停を依頼する。依頼された比丘らは相談して、よく滅することができると判断すれば引き受ける<sup>(1)</sup>。これによって滅することができれば、これも「現前ヴィナヤ滅」である。しかし調停することができないと判断すれば、これを引き受けてはならないとされている。また引き受けた比丘らが調停できなければ、その諍事は元の比丘らの手に戻される<sup>(2)</sup>。なおここではその住処の比丘も他の住処の比丘も「比丘ら (*bhikkhū*) 」とされ、サンガとはされていないが、「現前ヴィナヤ」にはサンガ現前も含まれるのが原則であるから、したがってこの調停もサンガによってなされるという認識であったであろう。

なお『四分律』はこの他住処の比丘らというところを、「異住処に好衆僧・好上座智慧人があると聞けば、その住処に行く」とし<sup>(3)</sup>、『五分律』は「異住処の聡明智慧波羅提木叉を解する1比丘、2あるいは3比丘、1衆があると聞けば」としている<sup>(4)</sup>。『パーリ律』も多人語ヴィナヤのところでは、「別の住処に衆多の(3人、2人、1人)長老があつて多聞であり、阿含に通じ、法と律を持し、摩夷を持し、賢明聡明なる場合は」としているから、単なる近隣の住処に住する比丘らではなく、紛争の解決・調停が期待できるところをさすわけである。

- (1) *Vinaya* vol. II p.094、『五分律』大正 22 p.154 中
- (2) *Vinaya* vol. II p.094
- (3) 大正 22 p.917 中
- (4) 大正 22 p.154 中

[2-2] 『十誦律』の場合は、先に述べたように最初は闍頼吒が処理し、しかる後にサンガ、そして2烏廻鳩羅、別の2烏廻鳩羅、さらに先の2烏廻鳩羅に差し戻され、もう一度サンガにおいて調停の努力がなされ、2度目のサンガにおいての調停が失敗した時に初めて近住処の僧(第2サンガ)に委ねられるのであるが<sup>(1)</sup>、もしこのサンガにおいても調停に失敗すれば、このサンガでも同様に2烏廻鳩羅<sup>(2)</sup>、別の2烏廻鳩羅によって調停が試みられ

(3)、再び先の2烏廻鳩羅に差し戻され<sup>(4)</sup>、もう一度この近住処のサンガにおいて調停の努力がなされ<sup>(5)</sup>、これでもなお紛争が続けば、今度は近住の僧が、どこかに波羅提木叉を知り、修多羅を持し、比尼を持し、摩多羅伽を持する好上座があると聞けば、「伝事人」を立てるとされている<sup>(6)</sup>。そして「請いを受けた僧は断じることができると考えれば期をなすべし。期とは乃至9月である。期をなさなければ何時とともにしえず」<sup>(7)</sup>としている。この調停が9ヶ月もの長期にわたることもありうることを予想しているわけである。

このように『十誦律』の場合は、一度近住の住処のサンガに調停を依頼し、そこにおいて失敗すれば、今度は近住の住処のサンガがさらに別の好上座に調停を依頼するという、たいそう念入りな調停がなされるべきであるとするのである。

- (1) 大正 23 p.253 中、大正 23 p.145 中。『十誦律』には波羅提木叉において七滅諍法を説くところと犍度の滅諍法を説くところの2ヶ所に類似の記述が見いだされる。先に上げたページは後者の部分である。以下同じ。
- (2) 大正 23 p.253 中、大正 23 p.145 中
- (3) 大正 23 p.253 下、大正 23 p.145 下
- (4) 大正 23 p.253 下、大正 23 p.145 下
- (5) 大正 23 p.254 上、大正 23 p.145 下
- (6) 大正 23 p.254 上、大正 23 p.146 上
- (7) 大正 23 p.146 上

[2-3] なお他の住処に行く道中でこの諍事が滅する場合も想定されており、これも「現前ヴィナヤ滅」とされている。おそらく『パーリ律』<sup>(1)</sup>や『四分律』<sup>(2)</sup>は他の住処に行くのはその住処の比丘らが打ちそろって行くということをイメージしているのであろう。

『十誦律』も「道中に解決すれば現前比尼滅であり、僧現前・人現前・比尼現前である」<sup>(3)</sup>とするから同様なイメージを有しているわけであるが、近住処のサンガが2つめの近住の好上座のところ調停を依頼するのは、伝事人が行うとしている<sup>(4)</sup>。この伝事人は白二羯磨で選任するようである。また「もし界外ならば衆僧の数を満たさしめる」<sup>(5)</sup>ともされるから<sup>(6)</sup>、界外に行く場合にはサンガの要件を満たさしめるだけの人数をそろえるということであろう。そこで「道中に解決すれば現前比尼滅であり、僧現前・人現前・比尼現前である」<sup>(7)</sup>として、僧現前も含まれるのである。

- (1) *Vinaya* vol. II p.094
- (2) 大正 22 p.917 中
- (3) 大正 23 p.254 上
- (4) 大正 23 p.254 上
- (5) 大正 23 p.254 上
- (6) ここに『十誦律』が「もし界外ならば」というのは何を意味するのであろうか。『パーリ律』は「その住処の比丘 (*bhikkhū tasmim āvāse*) 」と「より多くの比丘のいる住処 (*yasmim āvāse bahutarā bhikkhū*) 」というのみであって、後者が前者と界を異にするのかどうかということは明示しない。しかし前者の「その住処の比丘」によって紛争が解決する場合もサンガは現前しているとされるのであるから、「界」に住するすべての比丘らが出席しているはずであって、だから「より多くの比丘のいる住処」はその「界外」であるということになるであろう。したがって『十誦律』のいう「界外」というのは、「界 (*simā*) 」が定められていない、比丘の住していない場所というように解すればよいであろう。
- (7) 大正 23 p.254 上

[3] 以上のような努力をしたにも拘わらず未だに紛争が解決しない時には、さらに断事人たち (*ubbāhikā*) によって解決が図られる。

[3-1] 断事人は法と律に通じた者を白二羯磨によって選任する。断事人たる者の資格は、『パーリ律』によれば、戒を具する者、波羅提木叉の律儀によって身を撰して住する者、行を具して罪過において怖畏を見、学処を執持して学ぶ者、十分を具足したものとされている<sup>(1)</sup>。『四分律』も十法とされているが<sup>(2)</sup>、『五分律』<sup>(3)</sup>『十誦律』<sup>(4)</sup>『薩婆多毘尼毘婆沙』<sup>(5)</sup>は五法である。ただし内容は微妙に相違する。もっとも『十誦律』の場合は、烏廻鳩羅と呼ばれる者の登場する場面は、もっと前の段階になる。また『僧祇律』の場合は、大徳の比丘・多聞の比丘・阿蘭若比丘、もしくは大勢力ある優婆塞、もしくは王・大臣を求める、とされ、これらの者たちが断事人と呼ばれている<sup>(6)</sup>。優婆塞や王・大臣などの在家者も含まれているから、同じ断事人でも他の律とはニュアンスが異なる。そしてこの文脈の中で『十誦律』に見られた闍頼吒比丘とか、非闍頼吒比丘という用語が見いだされる。この国訳の注釈では「闍頼吒とは諍事を断ずる弁護士の如きものなるべし」としている<sup>(7)</sup>。

なお断事人の人数を『五分律』は対立する意見を有する双方から各4人ずつとしているが<sup>(8)</sup>、『パーリ律』は‘*ubbāhikā*’と複数形で示しているのみであり、他の律は人数を示さない。しかしヴェーサーリーにおいて行われた第2結集はこの断事人によって決着したことになるっており、この場合は『パーリ律』『四分律』『五分律』『十誦律』のすべてが、双方からそれぞれ4人が断事人として選出されたとしているから<sup>(9)</sup>、その人数は4人ほどが妥当であると考えられていたのであろう。

佐藤密雄博士の『原始仏教教団の研究』はこの断事人たちを「委員会」と呼び、「第2結集の場合は、第1形式から直ちに委員会形式に持ち込まれた。このようなことも許される」<sup>(10)</sup>としているが、確かにこのようなケースもあり得たのかも知れない。その住処のサンガにおいて解決できない紛争を、他住処のサンガに持ち込まないで、断事人を選任して解決を図るということである。しかしながら第2結集においては、ヤサもヴァッジプッタカたちもそれぞれの応援を頼んで各地に赴いているから、これが他の住処の比丘に調停を依頼することに相応するのかも知れない。

なお断事人の仲裁によって調停が成功した時は、これも現前ヴィナヤ滅と呼ばれるが、『パーリ律』によれば、この場合は「法現前」「律現前」「人現前」の3つの現前とされていて「僧現前」は含まれていない<sup>(11)</sup>。しかし『十誦律』は、中央組織である「釈尊のサンガ」の中に置かれた裁判所長官のような役割をはたす闍頼吒比丘の調停が失敗した後の、2人の烏廻鳩羅が調停した場合のことであるが、この場合の現前比尼滅は、僧現前・人現前・比尼現前であるとしている<sup>(12)</sup>。闍頼吒比丘の調停によって解決した場合の現前は人現前と比尼現前とされていたことは前述したとおりであるから、この2人の烏廻鳩羅によって調停された場合はサンガが主体的に調停の役割をはたしたと明確に認識されているわけである。

このようなことを考えてみると『パーリ律』は、断事人はサンガ全体から選任されたのではなく、相争う両派から委任された委員というべき者が委員会を構成して判断したのであって、それはサンガが主体的に係わっていないという認識であったのではなかろうか。しかるに『十誦律』の場合は両派から選ばれた者ではなく、サンガから委任された者であるから、

これはサンガが主体的に係わって解決したという認識だったのであろう。

ヴェーサーリーにおける十事をめぐる紛争は前者のような形式で進行したわけであるが、8人の断事人たちによって十事が非法と断じられて、律解釈をめぐる十事についての教義上の争いは決着を見たものの、『島史』は「第2結集は最上の都ヴェーサーリーの重閣講堂において8ヶ月をもって終わった。上座たちによって放逐された悪比丘であるヴァッジプッタカたちは他の味方を得て、非法を説く多数の人々たち1万人は集まって法の結集を行った」とし<sup>(13)</sup>、さらに「これらの大合誦を行った者たち(Mahāsaṃgītikarakā)は最初の分派である(pubbaṅgamā binnavādā)」<sup>(14)</sup>といい、『大史』は「第2の結集を行った上座たちによって折伏されたすべてで1万人の悪比丘たちは大衆部と称する阿闍梨説を起こした(akamṣ' ācariyavādiṃ Mahāsaṃghikanāmakam)」<sup>(15)</sup>とするから、紛争そのものについていえば、結果的には調停が成功しないで部派分裂が起こったことになる。なおこれが「破僧」に相当するかどうかは微妙なところであるが、少なくともいずれの「律蔵」も、この「七百鍵度」においてこのとき破僧が起こったという認識は示していない。断事人たちによる断事の結果に満足しない多くの者たちがあって、その者たちが上座たちから分かれて行ったとするなら、それは「破僧」といわざるを得ないであろうが、少なくとも断事委員会はサンガを代表せず、したがって「サンガ現前」でなかったという認識であったものと考えられる。

(1) *Vinaya* vol. II p.095

(2) 大正 22 p.917 下

(3) 大正 22 p.154 下

(4) 大正 23 p.252 下

(5) 大正 23 p.563 下

(6) 大正 22 p.328 上

(7) 国訳一切経律部 9 p.014 の註 63。なお本節の [1-3] を参照されたい。

(8) 大正 22 p.154 中

(9) *Vinaya* vol. II p.305、『四分律』大正 22 p.971 上、『五分律』大正 22 p.193 下、大正 23 p.453 下

(10) p.348

(11) *Vinaya* vol. II p.096

(12) 大正 23 p.252 下

(13) *Dīpavaṃsa* p.036

(14) p.037

(15) *Mahāvamsa* p.028

[3-2] なおこの断事人による滅諍の文脈の中で、『パーリ律』によれば、「経を解せず、経分別を解せず、義を弁せず、文句の陰によって義を謝す」ような説法比丘(dhammakathika)があれば、聡明有能なる比丘は彼を起たしめて、残った者で諍事を滅してもよいとされている<sup>(1)</sup>。『四分律』はこの除外してよい比丘を「断事比丘中に不誦戒の者があり、非法語をなせば」<sup>(2)</sup>とし、『五分律』は「断事を乱さんと欲する者があれば」<sup>(3)</sup>とし、『僧祇律』は「僧教を受けない者を籌を抜いて衆より驅出する」<sup>(4)</sup>としている。

これはアメリカの大統領が議会で選ばれた委員を拒否権を発揮して選任しないという場合に相当するであろう。サンガのリーダーたる聡明有能なる比丘もこのような白二羯磨で選ば

れた断事人に拒否権を発動するような超越的な権限を有していたことになるが、しかしサンガが現前するためには、このような者も除外できないはずであるから、この点から見ても断事委員会はサンガ現前であるとは考えられていなかった証拠となる。

- (1) *Vinaya* vol. II p.096
- (2) 大正 22 p.918 上
- (3) 大正 22 p.154 下
- (4) 大正 22 p.328 中

[4] なお先にも少しく触れたところであるが、律蔵には如法なる現前ヴィナヤ滅について記すものがある。例えば『パーリ律』は「非法説の人 (*adhammavādin puggala*) が如法説の人 (*dhammavādin puggala*) を、『これは法である、これは律である、これは師の教えである、これを持してこれを愛樂せよ』と、解せしめ、深慮せしめ、観じしめ、指示し教える」のは「非法なる似て非なる現前比尼滅」であるという<sup>(1)</sup>。もちろん如法なる現前比尼滅は、如法説の人が非法説の人を「これは法である」などとして、解せしめることである。

『十誦律』にも同じような記述があって、非如法の現前比尼滅は不如法の僧や不如法の 3 人 2 人 1 人が不如法あるいは如法の僧や 3 人 2 人 1 人を約勅して現前滅諍を与えることであって、如法の現前比尼滅は如法の僧あるいは 3 人 2 人 1 人が如法あるいは不如法の僧や 3 人 2 人 1 人を約勅して現前滅諍を与えることであるとされている<sup>(2)</sup>。

しかし『四分律』は、法のごとく、毘尼のごとく、仏の所教のごとく、これは法、これは毘尼、これは仏の所教として認可させて争いを滅するのが「如法滅諍現前毘尼」とするから<sup>(3)</sup>、この方がよほど合理的である。なぜならそもそも諍論諍事は、どちらの主張が法であり、律であり、仏の所教であるかを争うのであるから、『パーリ律』や「『十誦律』」のいうように初めから如法説であるか、非法説であるかは判明していないはずであるからである。

ところが次に紹介する多人語ヴィナヤにおいてさらに明白になるように、そもそも諍論諍事はどちらが法であり律であって、どちらが非法であり非律であるかを争う争いではなく、初めから如法説者と非法説者は決まっっていて、諍論はこの如法説者が非法説者を折伏ないし説得して、滅しなければならぬものなのである。確かにこれも表面上は、法に従い、律に従い、師の教えにしたがって滅したことになるが、しかし初めからどちらが正であって、どちらが邪であるか決まっている争いは、客観的な正義を基準にして決着をつけることにはならないであろう。例えば強いものと弱いものとを闘わせて、強いものが勝つから、彼は強いというようなものなのである。

またそれでは初めから如法説と決まっている主張とはどのようなものか、という問題も生じるが、これも多人語ヴィナヤを検討すれば明らかになるところがあるから、その検討は多人語ヴィナヤを検討する【論文 21】に譲りたい。

- (1) *Vinaya* vol. II p.073
- (2) 大正 23 p.142 上
- (3) 大正 22 p.917 上

[5] 以上のように諍論諍事はまず「現前ヴィナヤ」で調停する努力が払われ、これが成功しない場合に「多人語ヴィナヤ」に進むことになる。これに至るまでの手続きを、『十誦

律』や『僧祇律』は少し特異であるから、『パーリ律』などのいうところをもとにして簡単にとりまとめておく。

[5-1] まず第1段階としては、紛争の生じているサンガ内で、サンガが当事者の双方を出席させた上で事実確認を行い、その上で教誡や説得などのさまざまな調停のための努力がなされる。しかし相争う両派がこの教誡や説得を受け入れない場合は、すなわちサンガが調停に失敗した時には第2段階に進む。近隣の住処のサンガにこの解決を委ねるのである。しかしそれでも解決できない場合は、再びもとのサンガに持ち帰り、第3段階に進むことになる。すなわちあい争う両派から断事人を選び、佐藤密雄博士の用語をお借りすれば、断事委員会を形成して、この委員会によって解決を図るわけである。そしてこの第1、第2、第3段階で調停が成立し、紛争が解決した場合を「現前ヴィナヤ滅」というのである。

しかしこの3段階に分かれた現前ヴィナヤによって解決しない諍論諍事は、次に「多人語ヴィナヤ」に進むことになる。俗に「多数決」と呼ばれる滅諍法である。

[6] ところでこの「多人語ヴィナヤ」については、筆者はすでに論考を発表したことがある。「僧伽運営の理念—滅諍法をめぐる—（『仏教学』第37号 仏教思想学会 平成7年12月 pp.001~018）であり、これを後に若干の修正を加えて『初期仏教教団の運営理念と実際』（国書刊行会 平成12年12月）の「第4章・初期仏教教団の運営理念」の「第1節・『律蔵』における僧伽運営の理念」として収録した。

今この項で扱うべき「多人語滅諍法」のあらかたはここに論じてあるので、新たに稿を起す必要性は感じない。しかし先の論文で論じた事項と、今ここで論考している事項とは自ずから微妙に異なって、今なら取り上げるべき主題を落としているということもあり、しかも論述形式も用語も異なるから、この論文にすべてを委ねるといってもいいかない。

そこでこの項で扱うべき「多人語ヴィナヤ」については、先の論文を下敷きにして全面的に書きなおし、これを本「モノグラフ」に【論文21】として掲げるので、「多人語滅諍法」についてはこれに譲ることにしたい。

ただし以下のことは予め了解しておいていただきたい。

まずもっとも重要なことは、前述したように、サンガの意思決定手続きである羯磨は、何時いかなる場合も全員承認が絶対要件であって、例外はない。したがって多人語（俗にいう多数決）は決して多数の意見でサンガの意思を決定するという方法ではないということであり、今までの流れからもわかるとおり、諍論諍事の調停法の1つであるにすぎないということである。

次に諍事は2つの意見があって双方が争うことであり、その判定は法と律と師の所教が基準になるのであるが、多人語はそれによってそのどちらが如法で、どちらが非法であるかを決めるのではないということである。前節でも述べたように、調停に入る前に如法である側と非法である側とはすでに判明しているのであって、多人語とはこのうちの如法説者が多数となるように仕組むことによって紛争を鎮める調停法であるということである。

なお今までの過程において、明確な記述がなかったので注意しなかったが、【論文21】において明らかにするように、サンガに論争が起こったときにそれを鎮めるべき責任者はサンガのリーダーであったものと考えられる。したがって如法なる「現前ヴィナヤ滅」の条件

である法と律と師の教えはリーダーのとり立場がそれであるということになる。その住処のサンガが滅する場合も、断事人によって滅する場合も、近くの住処にいて滅する場合も、その原則は変わらない。ということは、その紛争が「多人語ヴィナヤ」に持ち込まれるまで解決できなかったということは、とりもなおさずこのサンガのリーダーの指導力が足りなかったからだということもできる。いわゆる多数決にはこのような背景があることも注意しておかなければならない。